

資料4

第一期 長野県子ども・子育て支援事業支援計画の進捗状況について

基本目標の達成状況

目標値は、「長野県子育て支援戦略」（平成26年12月25日策定）の目標と同じ。

目標の達成状況は次のとおり。

指標名	現状	目標	実績				備 考
	(H25)	(H29年度)	(H27年度)	(H28年度)	(H29年度)	(H30年度)	
病児病後児保育事業実施市町村数	17市町村	22市町村	21市町村	23市町村	24市町村	27市町村	病気または病気の回復期にある子どもの保育を行う「病児・病後児保育事業」を実施している市町村数
延長保育事業実施箇所数	294か所	298か所	324か所	517か所	522か所	586か所 (暫定)	保育所の開所時間（11時間）を超えて延長保育を実施している箇所数
ファミリー・サポート・センター事業実施箇所数	36か所	40か所	38か所	40か所	43か所	47か所	地域において、育児等の援助を受けたい人を行いたい人が会員となり、会員の自宅等で子どもの一時預かり等を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を実施している箇所数
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）実施箇所数	24か所	29か所	33か所	34か所	41か所	50か所	保護者の病気、出張、冠婚葬祭、育児疲れなどの際に、児童養護施設等において短期的預かり（7日以内）を行う「ショートステイ事業」（国庫補助事業）を実施している箇所数
放課後子どもプラン（児童クラブ・子ども教室）登録児童数	28,979人	34,800人	31,915人	33,844人	38,679人	39,744人	放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を利用するため、事前に登録した小学生の数の数
里親等委託率	10.7%	19.7%	11.5%	13.2%	14.7%	16.4% (暫定)	児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、里親に委託された児童のうち、里親、ファミリーホームへ委託されている割合
小規模グループケアの実施数	25か所	45か所	35か所	38か所	46か所	49か所	要保護児童に対して、家庭的な環境の中でよりきめ細やかなケアを実施する児童福祉施設等の箇所数
母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業率	80.2%	80.0%	78.2%	81.5%	80.0%	73.3%	ひとり親家庭に対して就職のための支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター」の登録者のうち、就業に至った割合

教育・保育の量の見込み及び確保方策(県全域)

(単位:人)

【県全域】			27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1号認定	量の見込み	A	10,803	12,592	10,596	12,262	10,440	12,035	10,230	11,921	10,140	
	確保方策	B=C+D	13,451	14,257	13,141	13,845	12,947	14,073	12,652	14,071	12,517	
	特定教育・保育施設	C	3,636	2,866	4,042	3,033	4,326	3,442	4,445	3,926	4,511	
	確認を受けない幼稚園	D	9,815	11,391	9,099	10,812	8,621	10,631	8,207	10,145	8,006	
	過不足	E=B-A	2,648	1,665	2,545	1,583	2,507	2,038	2,422	2,150	2,377	
2号認定	量の見込み	F=G+H	40,097	38,048	39,176	37,448	38,460	37,039	37,650	36,722	37,183	
	教育ニーズ ※1	G	3,745	—	3,643	—	3,571	—	3,479	—	3,422	
	保育ニーズ	H	36,352	—	35,533	—	34,889	—	34,171	—	33,761	
	確保方策	I=J+K	37,449	39,831	36,631	39,115	35,953	39,088	35,228	38,719	34,806	
	特定教育・保育施設	J	37,340	39,667	36,524	39,000	35,855	38,998	35,133	38,612	34,710	
	認可外保育施設 ※2	K	109	164	107	115	98	90	95	107	96	
過不足	L=I-F	▲ 2,648	1,783	▲ 2,545	1,667	▲ 2,507	2,049	▲ 2,422	1,997	▲ 2,377		
3号認定 0歳児	量の見込み	M	2,824	2,270	2,820	2,614	2,823	2,714	2,785	2,702	2,783	
	確保方策	N=O+P+Q	2,757	2,548	2,796	2,690	2,823	2,769	2,785	2,832	2,783	
	特定教育・保育施設	O	2,665	2,506	2,702	2,628	2,727	2,687	2,687	2,739	2,676	
	特定地域型保育事業所	P	14	6	14	32	14	56	14	62	23	
	認可外保育施設	Q	78	36	80	30	82	26	84	31	84	
過不足	R=N-M	▲ 67	278	▲ 24	76	0	55	0	130	0		
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	12,389	12,251	12,384	12,951	12,334	13,469	12,240	13,896	12,159	
	確保方策	T=U+V+W	12,192	12,564	12,252	13,151	12,325	13,551	12,240	13,702	12,159	
	特定教育・保育施設	U	11,931	12,275	11,992	12,846	12,056	13,200	11,964	13,308	11,825	
	特定地域型保育事業所	V	27	8	28	88	29	135	29	187	87	
	認可外保育施設	W	234	281	232	217	240	216	247	207	247	
過不足	X=T-S	▲ 197	313	▲ 132	200	▲ 9	82	0	▲ 194	0		

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

教育・保育の量の見込み及び確保方策(佐久圏域)

(単位:人)

【佐久圏域】			27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1号認定	量の見込み	A	1,194	1,626	1,169	1,515	1,147	1,498	1,131	1,473	1,130	
	確保方策	B=C+D	1,791	1,626	1,740	1,515	1,703	1,498	1,671	1,473	1,668	
	特定教育・保育施設	C	170	27	668	24	837	30	1,018	29	1,098	
	確認を受けない幼稚園	D	1,621	1,599	1,072	1,491	866	1,468	653	1,444	570	
	過不足	E=B-A	597	0	571	0	556	0	540	0	538	
2号認定	量の見込み	F=G+H	4,010	3,346	3,915	3,387	3,784	3,298	3,694	3,259	3,649	
	教育ニーズ ※1	G	649	—	624	—	608	—	593	—	593	
	保育ニーズ	H	3,361	—	3,291	—	3,176	—	3,101	—	3,056	
	確保方策	I=J+K	3,413	3,346	3,344	3,387	3,228	3,298	3,154	3,259	3,111	
	特定教育・保育施設	J	3,413	3,346	3,344	3,387	3,228	3,298	3,154	3,259	3,111	
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過不足	L=I-F	▲ 597	0	▲ 571	0	▲ 556	0	▲ 540	0	▲ 538		
3号認定 0歳児	量の見込み	M	354	245	340	298	338	242	335	293	333	
	確保方策	N=O+P+Q	352	245	340	298	338	242	335	293	333	
	特定教育・保育施設	O	348	245	336	298	334	242	331	286	329	
	特定地域型保育事業所	P	2	0	2	0	2	0	2	6	2	
	認可外保育施設	Q	2	0	2	0	2	0	2	1	2	
過不足	R=N-M	▲ 2	0	0	0	0	0	0	0	0		
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	1,109	1,170	1,098	1,206	1,087	1,239	1,079	1,273	1,071	
	確保方策	T=U+V+W	1,077	1,165	1,068	1,199	1,087	1,239	1,079	1,270	1,071	
	特定教育・保育施設	U	1,071	1,165	1,062	1,198	1,081	1,238	1,073	1,250	1,065	
	特定地域型保育事業所	V	3	0	3	1	3	1	3	19	3	
	認可外保育施設	W	3	0	3	0	3	0	3	1	3	
過不足	X=T-S	▲ 32	▲ 5	▲ 30	▲ 7	0	0	0	▲ 3	0		

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

教育・保育の量の見込み及び確保方策(上小圏域)

(単位:人)

【上小圏域】			27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1号認定	量の見込み	A	1,305	1,274	1,322	1,274	1,314	1,306	1,306	1,299	1,305	
	確保方策	B=C+D	1,553	1,341	1,563	1,218	1,553	1,259	1,544	1,261	1,543	
	特定教育・保育施設	C	90	89	90	108	90	106	90	102	90	
	確認を受けない幼稚園	D	1,463	1,252	1,473	1,110	1,463	1,153	1,454	1,159	1,453	
	過不足	E=B-A	248	67	241	▲56	239	▲47	238	▲38	238	
2号認定	量の見込み	F=G+H	3,552	3,498	3,584	3,575	3,545	3,484	3,513	3,461	3,501	
	教育ニーズ ※1	G	335	—	326	—	321	—	318	—	317	
	保育ニーズ	H	3,217	—	3,258	—	3,224	—	3,195	—	3,184	
	確保方策	I=J+K	3,304	3,453	3,343	3,521	3,306	3,386	3,275	3,297	3,263	
	特定教育・保育施設	J	3,304	3,420	3,343	3,490	3,306	3,363	3,275	3,255	3,263	
	認可外保育施設 ※2	K	0	33	0	31	0	23	0	42	0	
過不足	L=I-F	▲248	▲45	▲241	▲54	▲239	▲98	▲238	▲164	▲238		
3号認定 0歳児	量の見込み	M	431	445	443	453	453	478	464	366	477	
	確保方策	N=O+P+Q	431	304	443	328	453	335	464	335	477	
	特定教育・保育施設	O	396	292	407	311	416	306	426	309	439	
	特定地域型保育事業所	P	2	6	2	15	2	25	2	25	2	
	認可外保育施設	Q	33	6	34	2	35	4	36	1	36	
過不足	R=N-M	0	▲141	0	▲125	0	▲143	0	▲31	0		
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	1,038	1,032	1,057	1,108	1,079	1,136	1,100	1,355	1,126	
	確保方策	T=U+V+W	1,038	1,244	1,057	1,331	1,079	1,365	1,100	1,380	1,126	
	特定教育・保育施設	U	965	1,214	982	1,282	1,003	1,301	1,021	1,310	1,047	
	特定地域型保育事業所	V	4	8	4	39	4	41	4	53	4	
	認可外保育施設	W	69	22	71	10	72	23	75	17	75	
過不足	X=T-S	0	212	0	223	0	229	0	25	0		

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

教育・保育の量の見込み及び確保方策(諏訪圏域)

(単位:人)

【諏訪圏域】			27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1号認定	量の見込み	A	672	926	666	925	647	824	623	769	604	
	確保方策	B=C+D	678	1,166	668	1,089	659	1,042	634	882	618	
	特定教育・保育施設	C	203	409	196	434	194	372	186	522	184	
	確認を受けない幼稚園	D	475	757	472	655	465	670	448	360	434	
	過不足	E=B-A	6	240	2	164	12	218	11	113	14	
2号認定	量の見込み	F=G+H	4,231	3,843	4,040	3,783	3,952	3,801	3,871	3,775	3,812	
	教育ニーズ ※1	G	158	—	152	—	149	—	143	—	142	
	保育ニーズ	H	4,073	—	3,888	—	3,803	—	3,728	—	3,670	
	確保方策	I=J+K	4,225	4,576	4,038	4,541	3,940	4,576	3,860	4,554	3,798	
	特定教育・保育施設	J	4,186	4,520	4,001	4,485	3,912	4,520	3,835	4,498	3,772	
	認可外保育施設 ※2	K	39	56	37	56	28	56	25	56	26	
過不足	L=I-F	▲6	733	▲2	758	▲12	775	▲11	779	▲14		
3号認定 0歳児	量の見込み	M	211	133	214	140	217	136	213	156	213	
	確保方策	N=O+P+Q	211	196	214	201	217	214	213	207	213	
	特定教育・保育施設	O	204	194	206	192	208	203	203	196	203	
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	9	0	10	0	10	0	
	認可外保育施設	Q	7	2	8	0	9	1	10	1	10	
過不足	R=N-M	0	63	0	61	0	78	0	51	0		
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	1,020	888	1,049	982	1,059	1,022	1,078	1,051	1,082	
	確保方策	T=U+V+W	1,015	931	1,043	1,023	1,050	1,061	1,078	1,080	1,082	
	特定教育・保育施設	U	970	893	1,002	997	1,002	1,024	1,026	1,054	1,030	
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	20	0	22	0	21	0	
	認可外保育施設	W	45	38	41	6	48	15	52	5	52	
過不足	X=T-S	▲5	43	▲6	41	▲9	39	0	29	0		

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

教育・保育の量の見込み及び確保方策(上伊那圏域)

(単位:人)

【上伊那圏域】			27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1号認定	量の見込み	A	426	391	412	407	402	412	390	405	382	
	確保方策	B=C+D	599	400	557	418	543	425	504	429	484	
	特定教育・保育施設	C	421	291	379	321	369	316	335	327	319	
	確認を受けない幼稚園	D	178	109	178	97	174	109	169	102	165	
	過不足	E=B-A	173	9	145	11	141	13	114	24	102	
2号認定	量の見込み	F=G+H	4,139	4,373	3,986	4,216	3,956	4,122	3,801	4,096	3,703	
	教育ニーズ ※1	G	258	—	247	—	243	—	231	—	226	
	保育ニーズ	H	3,881	—	3,739	—	3,713	—	3,570	—	3,477	
	確保方策	I=J+K	3,966	4,386	3,841	4,242	3,815	4,158	3,687	4,127	3,601	
	特定教育・保育施設	J	3,966	4,386	3,841	4,238	3,815	4,152	3,687	4,121	3,601	
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	4	0	6	0	6	0	
過不足	L=I-F	▲ 173	13	▲ 145	26	▲ 141	36	▲ 114	31	▲ 102		
3号認定 0歳児	量の見込み	M	268	183	265	192	267	222	257	211	255	
	確保方策	N=O+P+Q	268	198	265	210	267	236	257	234	255	
	特定教育・保育施設	O	268	198	265	210	267	236	257	234	255	
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過不足	R=N-M	0	15	0	18	0	14	0	23	0		
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	1,313	1,108	1,303	1,158	1,299	1,212	1,258	1,311	1,234	
	確保方策	T=U+V+W	1,313	1,162	1,303	1,208	1,299	1,260	1,258	1,337	1,234	
	特定教育・保育施設	U	1,313	1,160	1,303	1,208	1,299	1,260	1,258	1,337	1,234	
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	W	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
過不足	X=T-S	0	54	0	50	0	48	0	26	0		

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

教育・保育の量の見込み及び確保方策(飯伊圏域)

(単位:人)

【飯田圏域】			27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1号認定	量の見込み	A	302	272	297	248	290	246	286	244	283	
	確保方策	B=C+D	333	240	331	253	320	243	316	279	310	
	特定教育・保育施設	C	333	240	331	253	320	243	316	279	310	
	確認を受けない幼稚園	D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	過不足	E=B-A	31	▲32	34	5	30	▲3	30	35	27	
2号認定	量の見込み	F=G+H	3,669	3,378	3,637	3,324	3,522	3,552	3,457	3,453	3,405	
	教育ニーズ ※1	G	227	—	227	—	220	—	217	—	212	
	保育ニーズ	H	3,442	—	3,410	—	3,302	—	3,240	—	3,193	
	確保方策	I=J+K	3,638	4,106	3,603	3,683	3,492	4,054	3,427	4,030	3,378	
	特定教育・保育施設	J	3,638	4,106	3,603	3,683	3,492	4,054	3,427	4,030	3,378	
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過不足	L=I-F	▲31	728	▲34	359	▲30	502	▲30	577	▲27		
3号認定 0歳児	量の見込み	M	200	279	201	292	199	308	198	322	193	
	確保方策	N=O+P+Q	200	281	201	271	199	289	198	314	193	
	特定教育・保育施設	O	200	281	201	271	199	289	198	314	193	
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過不足	R=N-M	0	2	0	▲21	0	▲19	0	▲8	0		
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	1,257	1,278	1,228	1,293	1,220	1,429	1,211	1,438	1,209	
	確保方策	T=U+V+W	1,257	1,301	1,228	1,317	1,220	1,384	1,211	1,387	1,209	
	特定教育・保育施設	U	1,257	1,301	1,228	1,317	1,220	1,384	1,211	1,385	1,209	
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0	0	0	2	0	
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過不足	X=T-S	0	23	0	24	0	▲45	0	▲51	0		

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

教育・保育の量の見込み及び確保方策(木曾圏域)

(単位:人)

【木曾圏域】			27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1号認定	量の見込み	A	38	31	38	32	37	28	35	31	33	
	確保方策	B=C+D	35	31	35	32	34	28	32	31	30	
	特定教育・保育施設	C	35	31	35	32	34	28	32	31	30	
	確認を受けない幼稚園	D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	過不足	E=B-A	▲3	0	▲3	0	▲3	0	▲3	0	▲3	
2号認定	量の見込み	F=G+H	527	523	521	494	494	477	477	444	468	
	教育ニーズ ※1	G	46	—	46	—	45	—	42	—	40	
	保育ニーズ	H	481	—	475	—	449	—	435	—	428	
	確保方策	I=J+K	530	523	524	494	497	477	480	444	471	
	特定教育・保育施設	J	530	523	524	494	497	477	480	444	471	
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過不足	L=I-F	3	0	3	0	3	0	3	0	3		
3号認定 0歳児	量の見込み	M	36	8	35	11	34	12	34	4	33	
	確保方策	N=O+P+Q	36	8	35	11	34	12	34	4	33	
	特定教育・保育施設	O	36	8	35	11	34	12	34	4	33	
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過不足	R=N-M	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	84	70	81	77	84	79	83	91	82	
	確保方策	T=U+V+W	84	72	81	77	84	79	83	91	82	
	特定教育・保育施設	U	84	72	81	77	84	79	83	91	82	
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過不足	X=T-S	0	2	0	0	0	0	0	0	0		

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

教育・保育の量の見込み及び確保方策(松本圏域)

(単位:人)

【松本圏域】			27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1号認定	量の見込み	A	2,720	3,149	2,642	3,063	2,639	2,994	2,606	3,019	2,618	
	確保方策	B=C+D	3,062	2,788	2,971	2,711	2,971	2,994	2,933	3,021	2,945	
	特定教育・保育施設	C	1,079	542	1,053	527	1,092	970	1,078	1,034	1,082	
	確認を受けない幼稚園	D	1,983	2,246	1,918	2,184	1,879	2,024	1,855	1,987	1,863	
	過不足	E=B-A	342	▲ 361	329	▲ 352	332	0	327	2	327	
2号認定	量の見込み	F=G+H	7,974	7,642	7,812	7,399	7,784	7,289	7,696	7,389	7,703	
	教育ニーズ ※1	G	381	—	369	—	373	—	369	—	370	
	保育ニーズ	H	7,593	—	7,443	—	7,411	—	7,327	—	7,333	
	確保方策	I=J+K	7,632	7,570	7,483	7,546	7,452	7,507	7,369	7,405	7,376	
	特定教育・保育施設	J	7,562	7,495	7,413	7,522	7,382	7,502	7,299	7,402	7,306	
	認可外保育施設 ※2	K	70	75	70	24	70	5	70	3	70	
過不足	L=I-F	▲ 342	▲ 72	▲ 329	147	▲ 332	218	▲ 327	16	▲ 327		
3号認定 0歳児	量の見込み	M	440	254	441	307	418	371	415	396	414	
	確保方策	N=O+P+Q	427	253	439	306	418	340	415	339	414	
	特定教育・保育施設	O	386	230	398	282	377	313	374	305	364	
	特定地域型保育事業所	P	10	0	10	1	10	11	10	11	19	
	認可外保育施設	Q	31	23	31	23	31	16	31	23	31	
過不足	R=N-M	▲ 13	▲ 1	▲ 2	▲ 1	0	▲ 31	0	▲ 57	0		
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	2,314	2,349	2,345	2,467	2,340	2,580	2,342	2,689	2,332	
	確保方策	T=U+V+W	2,302	2,317	2,310	2,440	2,340	2,508	2,342	2,499	2,332	
	特定教育・保育施設	U	2,182	2,113	2,189	2,246	2,218	2,306	2,220	2,281	2,152	
	特定地域型保育事業所	V	20	0	21	8	22	39	22	60	80	
	認可外保育施設	W	100	204	100	186	100	163	100	158	100	
過不足	X=T-S	▲ 12	▲ 32	▲ 35	▲ 27	0	▲ 72	0	▲ 190	0		

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

教育・保育の量の見込み及び確保方策(大北圏域)

(単位:人)

【大北圏域】			27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1号認定	量の見込み	A	286	231	278	260	276	265	274	267	287	
	確保方策	B=C+D	321	231	313	260	311	265	309	267	322	
	特定教育・保育施設	C	231	141	223	199	221	204	219	192	232	
	確認を受けない幼稚園	D	90	90	90	61	90	61	90	75	90	
	過不足	E=B-A	35	0	35	0	35	0	35	0	35	
2号認定	量の見込み	F=G+H	874	931	836	865	823	855	825	821	850	
	教育ニーズ ※1	G	94	—	89	—	86	—	86	—	87	
	保育ニーズ	H	780	—	747	—	737	—	739	—	763	
	確保方策	I=J+K	839	931	801	865	788	855	790	821	815	
	特定教育・保育施設	J	839	931	801	865	788	855	790	821	815	
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過不足	L=I-F	▲ 35	0	▲ 35	0	▲ 35	0	▲ 35	0	▲ 35		
3号認定 0歳児	量の見込み	M	41	56	48	37	68	32	46	41	49	
	確保方策	N=O+P+Q	41	56	48	37	68	38	46	41	49	
	特定教育・保育施設	O	41	56	48	37	68	38	46	41	49	
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過不足	R=N-M	0	0	0	0	0	6	0	0	0		
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	288	223	299	255	294	265	289	261	287	
	確保方策	T=U+V+W	288	223	299	255	294	270	289	261	287	
	特定教育・保育施設	U	286	223	297	255	292	270	287	261	285	
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	W	2	0	2	0	2	0	2	0	2	
過不足	X=T-S	0	0	0	0	0	5	0	0	0		

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

教育・保育の量の見込み及び確保方策(長野圏域)

(単位:人)

【長野圏域】			27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1号認定	量の見込み	A	3,755	4,494	3,670	4,307	3,589	4,226	3,487	4,206	3,408	
	確保方策	B=C+D	4,974	6,102	4,861	5,988	4,754	5,959	4,617	6,076	4,507	
	特定教育・保育施設	C	1,033	1,045	1,027	1,067	1,129	1,098	1,131	1,336	1,126	
	確認を受けない幼稚園	D	3,941	5,057	3,834	4,921	3,625	4,861	3,486	4,740	3,381	
	過不足	E=B-A	1,219	1,608	1,191	1,681	1,165	1,733	1,130	1,870	1,099	
2号認定	量の見込み	F=G+H	9,379	8,803	9,142	8,741	8,930	8,520	8,701	8,393	8,506	
	教育ニーズ ※1	G	1,382	—	1,353	—	1,319	—	1,284	—	1,246	
	保育ニーズ	H	7,997	—	7,789	—	7,611	—	7,417	—	7,260	
	確保方策	I=J+K	8,160	9,040	7,951	8,946	7,765	8,932	7,571	8,981	7,407	
	特定教育・保育施設	J	8,160	9,040	7,951	8,946	7,765	8,932	7,571	8,981	7,407	
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過不足	L=I-F	▲ 1,219	237	▲ 1,191	205	▲ 1,165	412	▲ 1,130	588	▲ 1,099		
3号認定 0歳児	量の見込み	M	685	514	668	749	661	776	650	777	640	
	確保方策	N=O+P+Q	634	818	646	847	661	879	650	894	640	
	特定教育・保育施設	O	634	818	646	840	661	869	650	884	640	
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	7	0	10	0	10	0	
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過不足	R=N-M	▲ 51	304	▲ 22	98	0	103	0	117	0		
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	3,268	3,440	3,216	3,668	3,162	3,766	3,097	3,714	3,041	
	確保方策	T=U+V+W	3,120	3,417	3,155	3,557	3,162	3,623	3,097	3,659	3,041	
	特定教育・保育施設	U	3,120	3,417	3,155	3,537	3,162	3,591	3,097	3,616	3,041	
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	20	0	32	0	32	0	
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0	0	0	11	0	
過不足	X=T-S	▲ 148	▲ 23	▲ 61	▲ 111	0	▲ 143	0	▲ 55	0		

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

教育・保育の量の見込み及び確保方策(北信圏域)

(単位:人)

【北信圏域】			27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1号認定	量の見込み	A	105	198	102	231	99	236	92	208	90	
	確保方策	B=C+D	105	332	102	361	99	360	92	352	90	
	特定教育・保育施設	C	41	51	40	68	40	75	40	74	40	
	確認を受けない幼稚園	D	64	281	62	293	59	285	52	278	50	
	過不足	E=B-A	0	134	0	130	0	124	0	144	0	
2号認定	量の見込み	F=G+H	1,742	1,711	1,703	1,664	1,670	1,641	1,615	1,631	1,586	
	教育ニーズ ※1	G	215	—	210	—	207	—	196	—	189	
	保育ニーズ	H	1,527	—	1,493	—	1,463	—	1,419	—	1,397	
	確保方策	I=J+K	1,742	1,900	1,703	1,890	1,670	1,845	1,615	1,801	1,586	
	特定教育・保育施設	J	1,742	1,900	1,703	1,890	1,670	1,845	1,615	1,801	1,586	
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過不足	L=I-F	0	189	0	226	0	204	0	170	0		
3号認定 0歳児	量の見込み	M	158	153	165	135	168	137	173	136	176	
	確保方策	N=O+P+Q	157	189	165	181	168	184	173	171	176	
	特定教育・保育施設	O	152	184	160	176	163	179	168	166	171	
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	Q	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
過不足	R=N-M	▲1	36	0	46	0	47	0	35	0		
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	698	693	708	737	710	741	703	713	695	
	確保方策	T=U+V+W	698	732	708	744	710	762	703	738	695	
	特定教育・保育施設	U	683	717	693	729	695	747	688	723	680	
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	W	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
過不足	X=T-S	0	39	0	7	0	21	0	25	0		

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

認定こども園の設置状況

(単位:か所)

区 域		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		31 年度	
		計画	実績								
佐 久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町 川上村、南牧村、南相木村 北相木村、軽井沢町、御代田町 立科町	0	0	1	1	2	1	2	2	2	3
上 小	上田市、東御市、長和町、青木村	1	1	4	2	4	2	4	2	4	7
諏 訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町 富士見町、原村	0	0	1	0	1	1	2	2	2	2
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町 飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	0	1	2	3	4	3	4	3	4	3
飯 伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町 阿智村、平谷村、根羽村、下條村 売木村、天龍村、泰阜村、喬木村 豊丘村、大鹿村	5	5	5	6	8	6	8	7	8	7
木 曾	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村 王滝村、大桑村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松 本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村 生坂村、山形村、朝日村、筑北村	2	2	4	6	10	26	12	27	15	27
大 北	大町市、池田町、松川村、白馬村 小谷村	2	1	6	5	6	5	7	5	7	6
長 野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町 小布施町、高山村、信濃町、飯綱町 小川村	9	9	10	11	14	13	16	18	18	20
北 信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村 野沢温泉村、栄村	1	1	2	2	3	2	3	2	3	2
合 計		20	20	35	36	52	59	58	68	63	77

4 病児保育事業

(単位:人日(延べ人数))

区分		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	A	15,418	10,767	15,301	12,447	15,249	14,406	15,214	19,522	15,405	
確保方策	B=C+D	14,176	10,767	14,546	12,447	15,085	14,406	15,175	19,522	15,405	
病児保育事業	C	13,053	10,682	13,420	12,366	13,876	14,351	13,968	19,510	14,175	
ファミリーサポート事業	D	1,123	85	1,126	81	1,209	55	1,207	12	1,230	
過不足	E=B-A	▲ 1,242	0	▲ 755	0	▲ 164	0	▲ 39	0	0	

5 ファミリー・サポート・センター事業 (就学児対象)

(単位:人日(延べ人数))

区分		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	A	26,621	13,567	26,109	14,323	25,760	11,933	25,645	11,154	25,195	
確保方策	B	26,450	13,567	26,045	14,323	25,717	11,933	25,624	11,154	25,195	
過不足	C=B-A	▲ 171	0	▲ 64	0	▲ 43	0	▲ 21	0	0	

6 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

(単位:人日(延べ人数))

区分		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	A	1,316	1,609	1,308	1,724	1,288	1,808	1,273	2,438	1,262	
確保方策	B	1,126	1,609	1,219	1,724	1,288	1,808	1,273	2,438	1,262	
過不足	C=B-A	▲ 190	0	▲ 89	0	0	0	0	0	0	

7 地域子育て支援拠点事業

(単位:か所)

区分		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
確保方策		222	149	222	156	224	160	225	162	226	

従事者の確保と資質向上

項目	施策の方向性	実施状況(実績及び課題等)
従事者の確保と資質向上	特定教育・保育施設の従事者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規就労者確保 <ul style="list-style-type: none"> ・保育士修学資金貸付事業 保育士養成施設在校生に返還免除型貸付金(学費、準備金等)を貸与 ・保育士試験年2回実施(H28～)(全国共通) ○ 潜在保育士確保 <ul style="list-style-type: none"> ・潜在保育士掘り起こし事業(H27) 就業意識アンケート調査、再就職支援研修会、福祉人材センターへの登録 ○ 潜在保育士の把握と継続的な支援(H29～) <ul style="list-style-type: none"> ・保育士人材バンク(長野県社会福祉協議会に委託) 保育士再就職支援コーディネーターの配置、再就職支援のための研修 ○ 保育士の資質向上(H29～) 保育士等の職務・職責に応じた処遇改善が創設され、処遇改善の要件として研修の受講が課される予定であることからキャリアアップ研修を実施し保育士等の処遇改善を図る。
	地域子ども・子育て支援事業の従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援員認定研修事業(H28～) 地域保育・地域子育て支援事業に従事できる支援員を養成 28年度：146名 29年度：163名 30年度：134名
教育・保育情報の公表		
		保育所等の設置・運営に関する利用者への情報提供については、県のホームページを通じ、情報提供している。

項目	施策の方向性	実施状況(実績及び課題等)
ひとり親家庭の自立支援の推進		
	○福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦の生活全般に関する相談に対応するとともに、様々な経済的な支援制度、養育費の確保等に関する情報の提供や、自立に向けた助言等を行います。また、市町村が行うひとり親家庭等への家庭生活支援員の派遣に対して助成するなど、日常生活へのきめ細かな支援を行います。	○10保健福祉事務所(福祉事務所)に各1名の母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の相談に対応した。(H30年度相談件数 1,128件) ○市町村が行う日常生活支援事業に対する補助を実施した。(H30実績 3市村 86千円)
	○ひとり親家庭の子育てを支援するため、市町村と協力して、延長保育や休日保育、一時預かり等の保育サービスがより多くの施設で受入れが可能になるよう支援します。また、病児・病後児保育についても、その地域の実情に応じた取組が広がり、より身近な場所で子どもを預けられるよう支援するなど、ひとり親家庭の保育ニーズに対応する事業の充実を図ります。	保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっている者について、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において保育を実施する市町村に対して補助を実施した。(H30実績 23市町村 75,421千円)
	○放課後や休日等におけるひとり親家庭の子どもの安全・安心な居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブの活動や、児童館・児童センターの整備を支援し、登録児童数の増加を図ります。	○放課後児童クラブ、児童館・児童センターの施設整備に係る補助を行った。(H30実績 3市町(4施設) 52,966千円) ○登録児童数 21,488人(H27)→ 27,524人(H30)
	○福祉事務所に就業支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦の就労に関する相談への対応や無料職業紹介等を実施します。また、出来る限り多くの登録者が就業できるよう、ひとり親に適した求人の開拓と、登録者の事情を踏まえた適切なマッチングを行います。	○県下4福祉事務所及び子ども・家庭課に就業支援員を配置し、ひとり親家庭等の就業支援を実施。(H30実績:相談件数 2,848件 登録人数 161人 就職人数118人 就職率73.3%)
	○ひとり親家庭が、子育ての時間を確保しつつ、より高い収入を得られるよう、ひとり親の看護師、介護福祉士等の資格の取得や、就労に必要な知識・技能の習得、高卒資格を得るための学び直し等に対する支援を行います。	○高等職業訓練給付金の支給(H30実績:17名 17,272千円) ○自立教育訓練給付金(H30実績:4名 156千円) ○高卒認定(H30 実績なし)
	○ひとり親家庭の経済的な自立を通じて子どもたちの福祉の増進を図るため、適正な児童扶養手当の給付に努めるとともに、子どもたちの修学や入学の支度、親の就業や技能の習得、その他様々な生活に要する資金について、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを行います。	○児童扶養手当の支給(H30実績:2,595名 1,217,585千円) ○母子父子寡婦福祉資金の貸付(H30実績:241名 162,770千円)
	○このほか、医療費の自己負担額に対する助成や、県営水道の料金の軽減、県営住宅における優先入居などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援等を実施し、子どもたちの健やかな成長と自立を支援します。	○市町村が実施する、ひとり親家庭の生活学習支援事業に対する補助を実施(H30実績 3市 1,854千円)

項目	施策内容	実施状況(実績及び課題等)
子どもの権利擁護の推進	<p>○当県の「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」では、「児童福祉施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、入所者一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他その心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」と規定しています。</p>	<p>平成28年の児童福祉法改正により「子どもの権利」が明確化された。その理念を児童福祉施設の職員が理解する必要があるため、施設職員向けに毎年研修を実施している。入所中の児童の権利が脅かされることがあれば、児童相談所及び県が調査し、児童福祉審議会処遇審査部会で再発防止策を勧告している。 ※被措置児童虐待 H25:1件 H26:1件 H27:1件 H28:3件 H29:3件</p>

項目	施策内容	実施状況(実績及び課題等)
社会的養護体制の充実		
家庭的擁護の推進	<p>○家庭養護(里親・ファミリーホーム)の積極的推進</p> <p>○施設養護における家庭的養護の推進</p>	<p>・児童養護施設等に里親支援専門相談員を配置し、児童相談所広域支援センター等と連携しながら里親制度の広報啓発活動を行っている。 (里親支援専門相談員配置施設:H27:2施設、H28:4施設、H29:6施設、H30:8施設)</p> <p>・H30年度に、1乳児院に包括的里親支援事業を委託し、里親のリクルートから委託後支援までを一貫して行っている。</p> <p>・児童相談所に配置する里親委託等推進員について、H27年度から広域支援センターに2名を配置し、里親委託の推進を図っている。 (里親等委託率推移…H27:11.5%、H28:13.2%、H29:14.7%、H30:算定中)</p> <p>・H30年度、新たに1か所のファミリーホームが開設し、合計6か所となった。 (年度末ファミリーホーム数…H27:3施設、H28:4施設、H29:5施設、H30:6施設)</p> <p>虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもがより家庭的な環境で育つことができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化を行う施設整備事業に対する補助を行った。 (整備実績) H27:本体施設2か所(児童養護施設、乳児院各1)、H28:本体施設1か所(児童養護施設)、H30:本体施設1か所(乳児院)、地域小規模児童養護施設2か所</p>
専門的ケアの充実及び人材の確保・育成	<p>○社会的養護の必要な子どもたちが、他者への基本的信頼感を獲得し、安定した人格を形成していけるよう、また、そうした子どもの心の傷を癒して回復していけるよう、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育の質の向上を図ります。</p>	<p>社会的養護が必要な子どもたちを支える大人として、児童相談所職員、児童福祉施設職員、里親等が挙げられるが、それぞれに支える子どもに対する心のケアに関して、各種研修会を通じ研鑽を積むことで、子どもの心の傷を癒して回復していけるよう、ケアや養育の質の向上を図っている。</p> <p>児童相談所職員:児童福祉司任用後研修、スーパーバイザー研修、内部勉強会の開催、各種外部研修への参加 児童福祉施設職員:基幹的職員研修、施設長研修、初任者研修、児童福祉施設連盟主催研修、各種外部研修への参加 里親:認定前研修、更新研修、各種外部研修への参加</p>
自立支援の充実	<p>○社会的養護の下で育つ子どもたちが、自己肯定感を育み、自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていくための基本的な力を身に付けられるよう取り組みます。</p> <p>○施設を退所したり里親のもとを離れ、社会生活を行うようになった子どもたちへのアフターケアの取組を支援し、自立した社会人として生活できるよう関係機関と連携して取り組みます。</p>	<p>平成28年の児童福祉法改正により「子どもの権利」保障が盛り込まれた。自己肯定感の獲得や自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力等を伸ばすためには「子どもの権利」が保障され、「大切な人間」として尊重されることが不可欠であり、児童相談所や児童福祉施設で子どもに関わる職員は常にそのことを念頭に置いて職務に当たっている。また、「子どもの権利」に関する研修等も開催している。</p> <p>・児童保護措置費による支援のほか、H28年度から、保護者からの援助が得られない施設退所者等を対象として条件付き返還免除型の貸付事業を実施し、家賃、生活費、資格取得費について支援を行っている。(貸付決定者:H28年度6名、H29年度7名、H30年度7名)</p> <p>・H31年度から、児童養護施設を退所した者に対して当該施設が実施するアフターケアの取組に係る補助金を県単独で創設した。</p>
家庭支援・地域支援の充実	<p>○虐待の発生予防・早期発見から保護・養育・回復・家庭復帰・社会的自立までのプロセスを、地域の中で継続的に支援していけるよう、養育の知識・技術、経験等を活かして、市町村や学校等教育機関、里親などと連携しながら地域で経験等を活かして、市町村や学校等教育機関、里親などと連携しながら地域での子育て支援に取り組む施設を支援し、家族支援、地域支援に取り組めます。</p>	<p>施設が持つ専門的養育知識・技術等を活用した「児童家庭支援センター」を相談体制に加え、虐待問題等に切れ目なく対応できる児童家庭相談体制を構築するため、児童養護施設等を経営する社会福祉法人による開設・運営の支援を行った。</p> <p>児童家庭支援センター新規開設数H26、H27、H31に各1か所開設(H31.4現在計3か所) いずれも児童養護施設に併設</p> <p>市町村要保護児童対策地域協議会における調整担当者にH28から資格要件が規定され、研修への参加が義務付けられた。そのため、県として、市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者を対象に、年間5日間研修を主催している。</p>

項目	施策内容	実施状況(実績及び課題等)
障がい児施策の充実		
地域における療育支援体制の整備	○児童発達支援や放課後等デイサービスなどを行う障害児通所支援事業者の指定を促進するとともに、必要な基盤整備について計画的に支援します。	開設を検討する事業者に対して積極的に指導・助言を行い指定を促進した結果、事業所数は増加傾向にあります。また、地域や利用者の多用なニーズに寄り添った支援が実現されるよう各事業所には定期的に指導を行っています。(参考:児童発達支援:H27.4.1 26ヶ所→H31.4.1 72ヶ所 放課後デイサービスH27.4.1 64ヶ所→H31.4.1 158ヶ所)
	○障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、地域における市町村の取組を後押しします。	圏域ごとに療育コーディネーターを配置し(全県13人)、個別支援に加え、地域の障がい児を支援する体制作りを行っています。平成30年度相談延べ件数は21,289件で、増加傾向にあります。
	○圏域配置の療育コーディネーターを中心に、地域全体の連携をコーディネートします。	障がい児やその家族を支えるための地域課題について、療育コーディネーターを中心に地域自立支援協議会療育部会を運営し、地域の課題について協議を行っています。
	○県自立支援協議会療育部会において、保健・福祉、医療の地域連携に係る課題解決に向けた検討を行います。	地域自立支援協議会療育部会と県自立支援協議会療育部会が連携しながら、課題の検討を行っています。昨今は、医療的ケア児等への分野を超えた支援体制や放課後デイサービス利用者の急増から、地域の一般的な子育て施策や教育との連携が課題となっています。

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

項目	施策内容	実施状況(実績及び課題等)
児童虐待防止対策の充実		
	○発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階で切れ目のない支援を総合的に行います。	児童虐待防止対策においては、市町村は発生予防、早期発見、早期対応を担い、児童相談所では一時保護や措置などの専門的な部分を担っており、相互に連携を図りながら対応している。また、市町村においては、平成29年から母子保健法の改正により、妊娠期から切れ目のない支援を目的とし、「子育て世代包括支援センター」設置が努力義務化され、長野県内でもH30.10現在で31市町村に設置された。さらに、平成28年の児童福祉法の改正により「子ども・家庭総合支援拠点」設置が努力義務化され、H30.8現在で県内では11市町村に設置された。県では、全市町村にこれらの機関が設置され、児童虐待防止のための体制の充実が図られるよう、あらゆる機会を通じて、市町村に対し意識啓発や助言等を行っている。
	○福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制を充実します。	市町村子ども家庭福祉部署が中心となり、「要保護児童対策地域協議会」が県内全市町村に設置されている。「要保護児童対策地域協議会」は、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し情報共有を行い、子どもをネットワークで守る体制を地域で展開している。
	○児童相談所の人員体制及び専門性の向上を図り、体制を強化します。	県内の児童相談所における職員体制の充実を図るため、平成27年度比で児童福祉司を16人、児童心理士を2人増員を行った。また児童相談所職員の資質向上を図るため、児童福祉司任用後の研修を実施するとともに、ベテラン職員(概ね5年以上の勤務経験)については指導・助言者としてのスーパーバイザー研修を委託実施し、専門的支援体制向上の努めている。 H29～児童福祉司任用後研修:年間6日間 スーパーバイザー研修:年間6日間実施
	○児童相談所と市町村その他関係機関との適切な役割分担及び連携を図ります。	平成29年度に「児童虐待防止に係る県(児童相談所)と市町村の連携指針」を長野県独自に策定し、児童相談所と市町村の役割分担及び、連携の在り方について体制強化を図った。 平成30年度に県警と連携協定を結び、重篤な児童虐待事案等について児童相談所と県警が連携して対応できるよう制度整備を図った。
	○市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化や効果的運営を支援します。	平成29年度から要保護児童対策地域協議会の調整担当者が厚生労働省が定める研修を受けることが義務化されたため、県として、年間5日程度の研修を実施している。研修項目中に要保護児童対策地域協議会の機能強化、効果的運営が含まれる。
	○里親及び養子縁組の制度等の周知を図り、家庭養護を積極的に支援します。	・児童養護施設等に里親支援専門相談員を配置し、児童相談所広域支援センター等と連携しながら里親制度の広報啓発活動を行っている。(里親支援専門相談員配置施設…H27:2施設、H28:4施設、H29:6施設、H30:8施設) ・H30年度に、1乳児院に包括的里親支援事業を委託し、里親のリクルートから委託後支援までを一貫して行っている。
	○児童虐待により死亡事例等の重大事件について検証を行い、再発防止のための措置を講じます。	死亡事例が発生した際には厚生労働省のガイドラインに則り、児童福祉審議会処遇審査部会で事案を検証し、課題を把握することにより再発防止に努めている。H27:1件 H28:2件 H29:0件 H30:0件

項目	施策内容	実施状況(実績及び課題等)
障がい児施策の充実		
特別支援教育の充実	<p>○認定講習において早期に免許が取得できるよう講座の開設を工夫するとともに、免許保有者を対象とした特別支援学校卒の採用者数を年々増やすなどの対応を引き続き実施します。</p>	<p>○認定講習の視覚・聴覚に関する開設科目を1年で2単位取得できるように開設講座を変更。これにより1年で視覚・聴覚の免許取得が可能になった。特別支援学校教諭免許状保有率は平成30年度84.4%(全国平均79.7%)と増加している。 ○特別支援学校卒採用者数(H29年45人、H30年50人、H31年55人)</p>
	<p>○特別支援学校がその専門性を生かし、地域の特別な教育的ニーズのある児童生徒、保護者、担任、諸学校等に対し、要請に応じた教育相談、各校に出向いての研修会、担任への助言・援助等を行うことを通して、地域全体の連携や各学校の支援力の向上を引き続き図ります。</p>	<p>○平成29年度の相談実績は約32,913件 1校あたり約1,829件。小中学校の校内の体制整備が進み、地域の専門家として支援会議への出席依頼も増えている。</p>
	<p>○障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じられるよう、連続的で多様な教育対応を展開できる学校体制の整備を進めるとともに、特別支援学校のセンター的機能により、地域の小中学校への巡回支援の充実を図ります。</p>	<p>○LD等通級指導教室を増設(H29:11教室増、H30:11教室増、H31:11教室増 計61教室)するとともに、平成30年度からは高校においても通級指導教室を設置(箕輪進修高校、東御清翔高校)し、多様な教育的ニーズに応じた教育の場と教育対応を提供できる体制を構築してきている。 ○特別支援学校の自立活動専任が、小中学校の自情障学級へ巡回相談(H27:260学級 H28:347学級、H29:309学級 H30:276学級)を実施し、初めて特別支援学級を担当する教員等の支援を行っている。</p>

項目	施策内容	実施状況(実績及び課題等)
障がい児施策の充実		
発達障がいについての支援	○長野県発達障がいサポート・マネージャーを県内全ての圏域に配置し、様々な分野の支援者に対して総合的な助言や支援の橋渡しを行います。	○平成25年度から発達障がいサポート・マネージャーの配置を始め、平成27年度に10圏域すべてに1名ずつの配置を完了した。それぞれの圏域における発達障がい児・者への支援力向上のため、関係機関への助言や援助、必要な支援への橋渡しを行った。(平成30年度 サポート・マネージャーが行った助言、援助の件数 延べ5,343件)
	○圏域に市町村サポート・コーチを配置し、市町村関係者の支援技術の向上に取り組めます。	○療育コーディネーターを配置している障がい者総合支援センターへ委託し、「情報共有ファイル」の普及を進めるとともに、市町村関係者の資質向上を目的とした事例検討会や研修会等を開催した。(平成30年度 事例検討会・研修会 開催件数 87件)
	○長野県発達障がい者支援センターを設置し、発達障がい児・者及びその家族への相談支援、支援関係者に対する研修、普及啓発等を実施します。	○長野県発達障がい者支援センターにおいて発達障がい児・者に対して面談や電話等で相談支援を行った。(平成30年度 延べ件数 1,111件) ○市町村や保健福祉事務所、支援機関等の職員を対象に就労支援や家族支援などその時々課題をテーマとして取り上げて研修会等を開催した。(平成30年度 研修・普及啓発の件数 12件)
	○県発達障がい者支援対策協議会において、発達障がいの早期発見・早期支援をはじめとする発達障がい児・者への支援施策の検討を行います。	○平成30年度、部会を「連携・支援部会」「自立・就業部会」「普及啓発部会」「診療体制部会」の4部会に再編し、それぞれの課題に沿って審議を重ねた。特に通常の学級における支援体制や高校年代以降における社会自立、教育と医療との連携等について、専門的見地からの助言をもらい協議を深めた。(平成30年度 長野県発達障がい者支援対策協議会 開催回数 2回)
	○発達障がいの基礎知識を持ち、発達障がい児・者やその家族を見守る発達障がい者サポーターを養成し、発達障がい児・者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。	○発達障がいの理解が当事者や家族の周りにいる人たちの間で広がるように現場から要望に応じる形で発達障がい者サポーター養成講座を実施した。(平成30年3月末までの受講者数 12,834人) ○さらに多くの人への普及啓発を図るため、テキスト・シナリオに「災害」に関するページを追加する等、現場のニーズに応じて一部改訂した。
	○発達障がい児・者が身近な地域で診療やその後のフォローを受けやすくするため、医療関係者間の連携の強化を図ります。	○各圏域の中核病院と保健福祉事務所が中心となって開催する発達障がい診療地域連絡会に、発達障がい診療に精通する専門医等を派遣することで、各圏域での関係者間の連携強化、コメディカル育成を行った。(平成27年度から平成30年度まで全県で延べ53回の開催) ○年1回、発達障がい診療の裾野を広げることを目的に、県内医療機関勤務の医師を対象に発達障がいかかりつけ医研修を開催。(延べ344人参加)
	○保育所保育士等を対象とした発達障がいに関する研修会を開催し、保育所等における発達支援を要する児童への対応力向上を図ります。	○発達障がい児への対応について、発達障がい児が在籍するクラスの学級経営を中心に、現地において保育士等に助言や援助を行った。(平成30年度 9園で延べ25回 開催) ○市町村の巡回支援専門員等、発達障がい児の支援に関わっている人たちが参加することにより、実施保育所だけでなく地域全体の対応力が向上するように努めた。(平成30年度 実施保育所以外参加者 延べ134名)